

「代表権の制限」に関する規定について（第15条関係）

（説明事項）

- 本別紙では「代表権の制限」に関する規定について、「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」の設置有無等に合わせて5パターン例示する。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ



		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)
	②	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)
	③	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-3 (96)	例6-3 (96)	例6-3 (96)
	④	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-4 (97)	例6-4 (97)	例6-4 (97)
	⑤	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-6 (99)

※（ ）内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<例6-1：下表の「①」（業務執行理事のパターン記号を問わない。）、「③」及び「ア」並びに「③」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-2：下表の「②」（業務執行理事のパターン記号を問わない。）、「④」及び「ア」並びに「④」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-3：下表の「③」及び「ウ」、「③」及び「エ」並びに「③」及び「オ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>（代表権の制限） 第15条 理事長及び副理事長（前条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

<例6-4：下表の「④」及び「ウ」、「④」及び「エ」並びに「④」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>(代表権の制限) 第15条 理事長及び代表業務執行理事（前条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

<例6-5：下表の「⑤」及び「ア」、「⑤」及び「イ」、「⑤」及び「ウ」並びに「⑤」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-6：下表の「⑤」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>(代表権の制限)</p> <p>第15条 理事長及び代表業務執行理事（前条第4項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

—このページは空白です。—